

国際協力事業団	
受入 月日	'84. 8. 20
登録No.	13254
	000 23.4 EM

海外移住事業団組織規程

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この事業団は、海外移住事業団法（昭和38年法律第124号）により設立し、海外移住事業団（以下「事業団」という。）と称する。

2. 前項の名称は、英文では JAPAN EMIGRATION SERVICE とし、略称を JEMIS とする。

(根 拠)

第2条 事業団の組織、職制及び事務分掌は、法令の定めるものの外、この規程の定めるところによる。

(構 成)

第3条 事業団は、国内に本部を、海外に代表部、支部及び事業所を置き、必要に応じ、現地法人を設置する。

2. 本部、代表部及び支部の名称及び位置は、別表1の通りとする。

3. 支部の分担地域は、別表2の通りとする。

4. 事業所の名称は、別表3の通りとする。

5. 現地法人については、別に定める。

第2章 職員及び囑託等

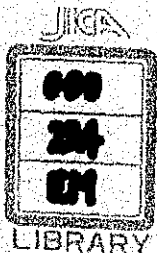
(職員の任免等)

第4条 事業団の職員は、理事長が任免する。

第5条 職員の任免、分限、給与、表彰、懲戒、服務及び等級に関しては、別に定める。

(囑託等)

第6条 職員の外、事業団に囑託及び臨時職員を置くことができる。



2. 嘱託及び臨時職員に関しては、別に定める。

第 3 章 職制及び事務分掌

(部、課等の設置)

第7条 本部には部を置き、部には課又は室を置く。

2. 課には係を置くことができる。
3. この規程に定めるもののほか、必要に応じ、本部に、臨時に、部又はこれに準ずるものを置くことができる。

第8条 代表部及び支部には課を置くことができる。

(部長等)

第9条 部には部長を置く。

2. 課には課長、室には室長を置く。
3. 課には課長代理を置くことができる。
4. 室には主任を置くことができる。
5. 係には係長を置くことができる。

第10条 部長は、役員の命を受けて、その部の事務を処理する。

2. 課長又は室長は、部長を補佐し、その課又は室の事務を処理する。
3. 課長代理は、課長を補佐し、その課の事務を整理する。
4. 主任は、室長を補佐し、担当を命ぜられた事務を整理する。
5. 係長は、課長を補佐し、担当を命ぜられた事務を整理する。

第 4 章 本 部

(内部部局)

第11条 本部に次の5部を置く。

総 務 部
財 務 部
管 理 部

業 務 部

融 資 部

(各部の分課)

第12条 総務部に次の3課を置く。

総 務 課

企 画 課

調 査 課

2. 財務部に次の2課を置く。

予 算 課

会 計 課

3. 管理部に次の2課を置く。

啓 発 課

送 出 課

4. 業務部に次の1室及び4課を置く。

技 術 指 導 室

ブ ラ ジ ル 課

西 語 地 域 課

事 業 課

技 術 移 住 課

5. 融資部に次の2課を置く。

管 理 課

貸 付 課

(総務課)

第13条 総務課においては、次の事務をつかさどる。

(1) 事業団の組織に関すること。

(2) 秘書事務に関すること。

JICA LIBRARY



1023905E1J

- (3) 公印の管守に關すること。
- √(4) 職員の人事及び給与に關すること。
- √(5) 役員報酬及び旅費に關すること。
- √(6) 退職金に關すること。
- √(7) 職員福利厚生及び保險に關すること。
- √(8) 役、職員の出張及び渡航手續に關すること。
- (9) 移住者輸送引率員に關すること。
- (10) 職員研修に關すること。
- (11) 文書の授受、發送及び保存に關すること。
- (12) 訴訟、登記、公告等に關すること。
- (13) 労働組合及び労働協約に關すること。
- (14) 關係官庁、団体等との一般的連絡に關すること。
- (15) 會議の開催に關すること。
- (16) 自動車の使用及び運転手の監督に關すること。
- (17) 前各号に掲げるものの外、他課の所掌に屬さない事務に關すること。

(企 画 課)

第14条 企画課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 事業団の業務の基本的事項の企画に關すること。
- (2) 國際移住關係機関に關すること。
- (3) 業務方法書に關すること。
- (4) 運営審議會に關すること。
- (5) 規程案等の審査に關すること。

(調 査 課)

第15条 調査課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 各種調査の企画及び調整に關すること。
- (2) 一般的統計の作成及び分析に關すること。

- (3) 調査報告書等の作成に関すること。
- (4) 資料の収集、整理及び保管に関すること。

(予算課)

第16条 予算課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 毎事業年度の事業計画、予算及び資金計画の認可手続に関すること。
- (2) 予算の編成及び配賦並びに資金計画に関すること。
- (3) 予算の流用及び繰越に関すること。
- (4) 予算の実行の統制及び内部会計監査に関すること。
- (5) 総括決算に関すること。

(会計課)

第17条 会計課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 本部会計に関する決算に関すること。
- (2) 現金、預金、有価証券等の出納及び保管並びに経費の支出に関すること。
- (3) 余裕金の運用並びに借入金の借入及び返済に関すること。
- (4) 海外移住債券の発行に関すること。
- (5) 交付金の申請及び受領手続に関すること。
- (6) 財産、物品及び債務の管理に関すること。
- (7) 物品等の購入契約その他の契約事務に関すること。
- (8) 宿舎、電話その他の施設の管理に関すること。
- (9) 営繕に関すること。
- (10) 事務所内の取締に関すること。
- (11) 給与等の支払いに関すること。
- (12) 外貨予算に関すること。
- (13) 海外送金に関すること。
- (14) 公租公課に関すること。

(15) 部内の庶務に関すること。

(啓発課)

第18条 啓発課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 海外移住に関する知識の普及及び啓発に関すること。
- (2) 地方公共団体、地方海外協会、その他の関係団体との啓発活動に関する連絡に関すること。
- (3) 地方海外協会職員の講習に関すること。
- (4) 海外移住研修所に関すること。
- (5) 部内の庶務に関すること。

(送 出 課)

第19条 送 出 課 においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 移住者の講習及び訓練に関すること。
- (2) 移住者の渡航手続に関すること。
- (3) 移住者の送 出 及び輸送に関すること。
- (4) 移住者の支度金の支給に関すること。
- (5) 移住あつせん所との連絡に関すること。

(技術指導室)

第20条 技術指導室においては、移住地における土木、営農その他の技術に関し専門的検討を行なう。

(ブラジル課)

第21条 ブラジル課においては、部内の庶務に関する外、ブラジル国に係る次の事務をつかさどる。

- (1) 移住者受入計画の立案及び実施に関すること。
- (2) 移住相談に関すること。
- (3) 移住者のあつせんに関すること。
- (4) 移住者の受入及び定着に必要な援助及び指導に関すること。

(5) 移住地における施設、機械等の設置及び運営に関すること。

(西語地域課)

第22条 西語地域課においては、中南米におけるブラジル国以外の諸国に係る次の事務をつかさどる。

- (1) 移住者受入計画の立案及び実施に関すること。
- (2) 移住相談に関すること。
- (3) 移住者のあつせんに関すること。
- (4) 移住者の受入及び定着に必要な援助及び指導に関すること。
- (5) 移住地における施設、機械等の設置及び運営に関すること。

(事業課)

第23条 事業課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 移住地の調査、取得、造成、管理及び分譲に関すること。
- (2) 移住地の取得のあつせんに関すること。
- (3) 移住地に関連する事業計画の立案及び実施に関すること。

(技術移住課)

第24条 技術移住課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 技術移住に関する求人の受付、求職の相談及びあつせん並びに技術移住者の定着に必要な援助及び指導に関すること。
- (2) 技術移住の調査、啓発、講習及び訓練に関すること。
- (3) 企業移住の調査及び推進に関すること。

(管理課)

第25条 管理課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 融資基準その他の融資及び渡航費貸付に関する諸基準の作成並びに海外における融資業務の指導監督に関すること。
- (2) 融資計画に関すること。
- (3) 渡航費貸付及び融資に係る債権の管理及び回収に関すること。

(4) 融資先の業況調査及び監督に関すること。

(5) 部内の庶務に関すること。

(貸付課)

第26条 貸付課においては、次の事務をつかさどる。

(1) 渡航費の貸付に関すること。

(2) 融資の申込受付、審査、決定及び実行に関すること。

第5章 附属機関

第27条 本部に附属機関として、海外移住研修所（以下「研修所」という。）を置く。

2. 研修所は、群馬県に置く。

第28条 研修所には所長を置く。

2. 所長は、本部の命を受けて、次の事務を処理する。

(1) 研修生の募集、選考及び入所に関すること。

(2) 研修生の研修及び訓練に関すること。

(3) 研修終了者の海外への就職のあつせんに関すること。

第6章 代表部、支部及び事業所

(代表部)

第29条 代表部には代表を置く。

2. 代表部には次長を置くことができる。

3. 代表部の組織及び事務分掌は、別に定める。

(支部)

第30条 支部には支部長を置く。

2. 支部には次長を置くことができる。

3. 支部長は、本部又は代表部の命を受け、支部の事務を処理する。

4. 支部の組織及び事務分掌は、別に定める。

(事業所)

第31条 事業所には事業所長を置く。

2. 事業所には次長を置くことができる。

3. 事業所長は、支部長の命を受け、事業所の事務を処理する。

第 7 章 雑 則

(特 例)

第32条 各課においては、前各条の規定にかかわらず、理事長が各課における事務処理の状況を勘案し、又は特に必要があると認めて命じた事項の処理に関する事務をつかさどる。

第33条 この規程に定めるものの外、各課内の事務分掌は、別に定める。

附 則

この規程は、昭和38年7月15日から施行する。

別表 1 本部, 代表部及び支部の名称及び位置

名 称	位 置
本 部	東 京 都
代 表 部 (Sede de Representante Geral)	ブラジル国 グワナバラ州リオ・デ・ ジャネイロ (Rio de Janeiro, Estado de Guanabara, Brasil)
リオ・デ・ジャネイロ支部 (Casa Filial em Rio de Janeiro)	ブラジル国 クワナバラ州リオ・デ・ ジャネイロ (Rio de Janeiro, Estado de Guanabara, Brasil)
サン・パウロ支部 (Casa Filial em São Paulo)	ブラジル国 サン・パウロ州サンパ・ウロ (São Paulo, Estado de São Paulo, Bra- sil)
ベレーン支部 (Casa Filial em Belém)	ブラジル国 パラ州ベレーン (Belém, Estado de Para, Brasil)
レシーフェ支部 (Casa Filial em Recife)	ブラジル国 ペルナンブゴ州レシーフェ (Recife, Estado de Pernambuco, Brasil)
ポルト・アレグレ支部 (Casa Filial em Porto Alegre)	ブラジル国 リオ・グランデ・ド・ス ール州ポルト・アレグレ (Porto Alegre, Estado de Rio Grande do Sul, Brasil)
アスンシオン支部 (Sucursal en Asunción,)	パラグアイ国 アスンシオン (Asunción, Paraguay)
ブエノス・アイレス支部 (Sucursal en Buenos Aires)	アルゼンチン国 ブエノス・アイレス (Buenos Aires, Argentina)
サンタ・クルース支部 (Sucursal en Santa Cruz)	ボリビア国 サンタ・クルース (Santa Cruz, Bolivia)

名 称	位 置
本 部	東 京 都
サント・ドミンゴ支部 (Sucursal en Santo Domingo)	ドミニカ国 サント・ドミンゴ (Santo Domingo, Republica Dominicana)
サン・フランシスコ支部 (San Francisco Branch)	アメリカ合衆国 サン・フランシスコ (San Francisco, California, U. S. A)

別表 2 支部の分担地域

支 部 の 名 称	分 担 地 域
リオ・デ・ジャネイロ支部	ブラジル国リオ・デ・ジャネイロ州, グ ワナバラ州, エスピリット・サント州
サン・パウロ支部	ブラジル国サン・パウロ州, パラナ州, マツト・グロツツ州, ミナス州, ゴヤス州 州南部
ベレーン支部	ブラジル国パラ州, アマゾナス州, カタ ンダ州 , ロンドニヤ直轄州, マラニオン 州, リオ・デ・ジャネイロ直轄州, ゴヤス州 北部, アマハ ^州 直轄州
レシーフェ支部	ブラジル国ペルナンブコ州, セアラ州, リオ・グランデ・ド・ノルテ州, ピアウ イ州, パライバ州, バイア州, マラゴア ^州 セル シッペ
ポルト・アレグレ支部	ブラジル国リオ・グランデ・ド・スール 州, サンタ・カタリーナ州
アスンシオン支部	パラグワイ国全域
ブエノス・アイレス支部	アルゼンチン国全域

支 部 の 名 称	分 担 地 域
サンタ・クルース支部	ボリビア国全域
サント・ドミンゴ支部	ドミニカ国全域
サン・フランシスコ支部	アメリカ合衆国カルフォルニア州

別表3 事業所の名称

(リオ・デ・ジヤネイロ支部)	
フンシヤール事業所	(Agencia em Funchal)
(サン・パウロ支部)	
バルゼア事業所	(Agencia em Varzea)
ピニヤール事業所	(Agencia em Pinhal)
√ガタバラ事業所	(Agencia em Guatapara)
ジヤカレイ事業所	(Agencia em Jacaré)
サント・アントニオ事業所	(Agencia em Santo António)
チエテ事業所	(Agencia em Tiete)
ロンドリーナ事業所	(Agencia em Rondrina)
√ドラーダス事業所	(Agencia em Dourados)
√プレシデンテ・ブルデンテ事業所	(Agencia em Presidente Prudente)
√モジ・ダス・クルセイロ事業所	(Agencia em Mogi das Cruzeiro)
√パラナバイ事業所	(Agencia em Paranavaí)
(ベレン支部)	
√第2トメアス事業所	(Agencia em Tome-Açu)
√マナウス事業所	(Agencia em Manaus)
√キナリー事業所	(Agencia em Quinalhi)
タイアーノ事業所	(Agencia em Taiano)
マカパ事業所	(Agencia em Macapa)
サン・ルイス事業所	(Agencia em São Ruíz)
モンテ・アレグレ事業所	(Agencia em Monte Alegre)
(レシーフェ支部)	
クビチエツク事業所	(Agencia em Kubitschek)
√ナタール事業所	(Agencia em Natal)

(ポルト・アレグレ支部)	
カ ^{ラモス} リチ バ ー ノ ス 事業所	(Agencia em ^{Ramos} Curitibaanos)
(アスンシオン支部)	
エンカルナシオン 事業所	(Agencia en Encarnacion)
フ ラ ム 事 業 所	(Agencia en Fram)
アルト・パラナ 事業所	(Agencia en Alto Parana)
イグアス 事業所	(Agencia en Iguazu)
(ブエノス・アイレス支部)	
ガルアツベ 事業所	(Agencia en Garuape)
アンデス 事業所	(Agencia en Andes)
(サンタ・クルーズ支部)	
サン・フアン 事業所	(Agencia en San Juan)

[The main body of the document contains extremely faint and illegible text, likely due to low contrast or poor reproduction quality.]

